

草加市指南

A-1 入国時の手続

入国時の手続

*このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

*草加市にお住まいの方の情報です。

目録 項目一覧

A-1 入国時の手続

| | | | |
|--------|-----------|--------|--------------|
| A-2 | 住民登記 | 入国時の手続 | 住民登録 |
| A-3 | 户籍制度 | 入国時の手続 | 戸籍制度 |
| A-4 | 印章登記 | 入国時の手続 | 印鑑登録について |
| B-1-1 | 住房 | 入国時の手続 | 住宅 |
| B-1-2 | 搬家和街道会 | 入国時の手続 | 引越しと町会 |
| B-1-3 | 生活基本设施 | 入国時の手続 | 生活インフラ |
| B-1-4 | 垃圾的处理 | 入国時の手続 | ごみの出し方 |
| B-2-1 | 关于健康保险 | 入国時の手続 | 健康保険について |
| B-2-2 | 关于护理保险制度 | 入国時の手続 | 介護保険制度について |
| B-3 | 关于结婚 | 入国時の手続 | 結婚するには |
| B-4-1 | 从妊娠到生产 | 入国時の手続 | 妊娠から出産 |
| B-4-2 | 孩子的健康 | 入国時の手続 | 子供の健康 |
| B-4-3 | 育儿 | 入国時の手続 | 子育て |
| B-5-1 | 教育 | 入国時の手続 | 教育 |
| B-5-2 | 学习日语 | 入国時の手続 | 日本語学習 |
| B-6 | 日本的税金 | 入国時の手続 | 日本の税金 |
| B-7 | 在日本工作 | 入国時の手続 | 日本で働く |
| B-8 | 国民年金和厚生年金 | 入国時の手続 | 国民年金と厚生年金 |
| B-9-1 | 驾驶证 | 入国時の手続 | 運転免許 |
| B-9-2 | 拥有汽车和摩托车 | 入国時の手続 | 自動車・バイクを所有する |
| B-9-3 | 骑自行车 | 入国時の手続 | 自転車にのる |
| B-10 | 兴趣爱好 | 入国時の手続 | 楽しむ・学ぶ |
| B-11-1 | 紧急时应采取的措施 | 入国時の手続 | 緊急のときの対応 |
| B-11-2 | 防备自然灾害 | 入国時の手続 | 自然災害に備えて |
| C-1 | 市内的文化运动设施 | 入国時の手続 | 草加市内の文化・運動施設 |
| C-2 | 咨询处 | 入国時の手続 | 困ったときの相談窓口 |

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んでください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口にも取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立ててください。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970 (直通)

ファックス: 927-4955

E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所西棟2階エレベーター前

市役所2楼电梯前

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

编制：草加市 协助：草加市国际问询角

作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー

（令和元年度改訂）

A-1. 入国時の手続

外国人想进入日本在日本暂居（除观光等短期逗留外）时，需要事先获得自国政府发行的护照和日本大使馆、领事馆等签发的签证。

在日本可居住的期间为“在留期间”。在留期间是在入境时被定下来的。

1. 在留卡

(1) 在留卡是什么

有中长期（3个月以上）在留资格的外国人进入日本时在机场等海关会发放在留卡（带有IC芯片）。

* 要享受公共服务（国民健康保险、儿童手当、上学、养老金等）需要用在留卡到市役所办理住民登录手续。

(2) 在留卡上的信息（照片以外 *16岁以下的不要照片）

- ① 名字、生日、性别、国籍和地区
- ② 地址
- ③ 在留资格、在留期间以及在留满了日期
- ④ 签证种类以及签证签发日期
- ⑤ 在留卡号、发行年月日以及期限
- ⑥ 有无工作的制限
- ⑦ 在留资格外的许可

* IC 芯片里有同样信息。

A-1. 入国時の手続

日本に入国し、滞在（観光等の短期滞在は除く）する時は、事前に自分の国の政府が発行した旅券（パスポート）をとることで、日本の在外公館（大使館、領事館）で査証（ビザ）を受けることが必要です。日本に滞在できる期間を「在留期間」といい、在留期間は入国時に決められます。

1. 在留カード

(1) 在留カードとは

在留資格を持って、中長期間（3か月以上）日本に在留する外国人には、入国時に空港などで在留カード（ICチップ入り）が交付されます。

* 行政サービス（国民健康保険、児童手当、教育、国民年金など）を受けるとは、在留カードを持って市役所で住民登録の手続きが必要です。

(2) 在留カードに記載される情報（写真以外 *16歳未満は写真不要）

- ① 氏名、生年月日、性別および国籍の国・地域
- ② 住居地
- ③ 在留資格、在留期間および在留期間の満了の日
- ④ 許可の種類及び許可年月日
- ⑤ 在留カードの番号、交付年月日および有効期間満了の日
- ⑥ 就労制限の有無
- ⑦ 資格外活動許可を受けている時はそのこと

* IC チップには同じ情報が入っています。

2. 在出入国在留管理庁办理的手续

除了住址登录和变更手续要在市役所办理

以下的情况要持护照、在留卡、照片(竖4cm×横3cm、16岁以下不要)到出入国在留管理庁办理。

(1) 在留期間の更新

若在日本居留的目的不变想要延長在留期間時
可在在留期間滿期的2个月前起开始申請
須在在留期間滿前申請延期

(2) 在留資格の変更

若在日本居留的目的发生变化,有新的居留目的,要到入国管理局去办理在留資格變更手續。

(例如:留学生、就学生毕业后欲在日本就業等)

(3) 在留カードの再発行

在留カード遺失、被盜、嚴重破損、脏污時可申請再發行。

*再發行免費(如果只是自己想要新卡的情況的話要收費)

*遺失、被盜時需要警察發行的證明書并在14日內辦理

(4) 資格外的活動許可

若要开始現所持有的資格以外的有償工作時,需事先到出入国在留管理庁申請。

(例如:就學、留學資格→打零工、家族滞在→做翻譯等)

(5) 獲得在留資格(在日本出生的孩子的在留資格)

在日本出生者若想在日本逗留60天以上時,需要在出生日起30天以內到出入国在留管理庁辦理在留資格申請。

2. 出入国在留管理庁での手続き

住所の登録や変更以外の申請や届け出は、旅券、在留カード、写真(縦4cm×横3cm、16歳未満は不要)などを持って、出入国在留管理庁で行います。

(1) 在留期間の更新

今までと同じ活動をするために、在留期間を延長したいとき。
申請は、在留期間満了の2か月前から受け付けています。
必ず在留期限が切れる前に手続きしてください。

(2) 在留資格の変更

現在の在留目的とは違う新しい目的ができたために、在留資格を変更したいとき。

(例:留学生、就学生が卒業後、日本で働こうとするときなど)

(3) 在留カードの再交付

紛失、盗難、激しい汚れ、傷などにより再交付を受ける場合。

*再交付は無料です。(本人の希望による再交付の場合は有料)

*紛失、盗難の場合は警察が発行される証明書が必要で、その事実を知った日から14日以内に申請しなければなりません。

(4) 資格外活動許可

今持っている在留資格のまま、許されている在留活動以外の、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を得る活動をしようとするときには、前もって出入国在留管理庁で許可を得なければいけません。

(例:就学・留学→アルバイト、家族滞在→通訳など)

(5) 在留資格取得(日本で生まれた子どもの在留資格)

日本で生まれた外国籍市民が60日を越えて滞在する場合、生まれた日から30日以内に資格取得の申請を出入国在留管理庁でしてください。

(6) 名字、生日、性別、国籍和地区有変更時

(7) 所属机构或婚姻配偶有変更時

① 所属机构（公司、学校）変更時

* 限于由所属机构取得技術、留学等在留資格の人

② 離婚以及死別等

* 在留資格は日本人配偶、家族滞在等人離婚或対方死亡時

(6) (7) 要在 14 日以内向出入国在留管理庁 申告

3. 再入国許可

想在在留期間内出境 1 年以上時，要事先辦理好“再入国許可”的手續。
回來時就不用辦理“入国簽證”的申請，可凭与出国前相同的在留資格入境。

(1) 視同為再入国

有有効的護照、在留卡的人出境日本后在 1 年内回日本（護照和簽證有効期間内）時不需辦理再入国許可。

* 不收費

* 出国時在海關提示在留卡，在外国人再入国卡的「みなし入国許可による出国を希望します」欄里打鈎註明。

* 在留資格の有効期間不能在海外延長。超過 1 年的話要重新申請。請留意。

* 有些情況不能利用視同為再入国。

(2) 有効期間

再入国許可の有効期限最大為 5 年

(6) 氏名、国籍・地域、生年月日、性別に變更があった場合

(7) 所属機関、配偶者についての届出

① 所属機関（雇用先や教育機関）に變更があった場合

* 「技術」「留学」など所属機関の存在が在留資格の基になっている場合

② 配偶者との離婚などの場合

* 在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」などの人が離婚または死別した場合

(6)、(7) の場合は、變更があった日から 14 日以内に、出入国在留管理庁に届ける必要があります。

3. 再入国許可

在留が認められている期間内に日本から 1 年以上出国する場合には、前もって「再入国許可」を受けておきます。再入国許可を受けておくと、日本に戻ったときに、「入国査証」を受ける必要がなく、出国前と同じ在留資格で、在留できます。

(1) みなし再入国

有効な旅券と在留カードがある人はそれらの有効期間内であれば、出国の日から 1 年以内に再入国する場合は再入国許可は不要です。

* みなし再入国許可に手数料はかかりません。

* 出国する前に在留カードを見せて、再入国用 ED カードの「みなし再入国許可による出国を希望します」のところにチェックを入れます。

* 在留資格の有効期間を海外で延長することはできません。1 年を超えた場合はまた、滞在資格を取る必要がありますので気をつけて下さい。

* 一部、みなし再入国許可許可制度の対象にならない場合もあります。

(2) 有効期間

再入国許可の有効期限の上限は 5 年です。

< 問 詢 >

出入国在留管理庁

○東京出入国在留管理局 信息中心

可以用英文、韩文、中文、西班牙文来访问或电话问询

电话 03-5796-7111 東京都港区港南 5-5-30

- ・ JR 品川站东口，在第 8 号乘车点，坐开往“品川码头循环”的都营公共汽车，在“東京入国管理局前”站下车。
- ・ 東京高架铁路临海线（可与埼京线连接）在“天王洲アイル”站下车，走 15 分钟。

○東京出入国在留管理局 埼玉办事处 电话 048-851-9671

埼玉县さいたま市中央下落合 5-12-1

さいたま第 2 法務総合庁舎 1 楼

JR 埼京线「与野本町駅」下车走 10 分钟。

○外国人在留支援中心

免費及匿名相談 事前予約

11 種語言対応（英語、中国語、韓語、越南語、尼泊爾語、印尼語、菲律賓語、泰語、葡萄牙語、西班牙語）

地址 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷大楼 13F

电话 03-5363-3025 E-mail: info-fresc@i.moj.go.jp

<http://www.moj.go.jp/content/001324084.pdf>（中文網址）

《問 合 先》

出入国在留管理庁

○東京出入国在留管理局 インフォメーションセンター

電話や訪問による問い合わせは英語、韓国語、中国語、スペイン語でもできます。

TEL 03-5796-7111 東京都港区港南 5-5-30

- ・ JR 品川駅東口から都バス⑧番乗り場「品川埠頭循環」で「東京入国管理局前」下車
- ・ 東京モノレールかりんかい線「天王洲アイル駅」から徒歩 15 分

○東京出入国在留管理局 さいたま出張所 TEL 048-851-9671

埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第 2 法務総合庁舎 1 階

・ JR 埼京線「与野本町駅」徒歩 10 分

○東京出入国在留管理局 さいたま出張所 TEL 048-851-9671

埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第 2 法務総合庁舎 1 階

・ JR 埼京線「与野本町駅」徒歩 10 分

○（入国管理局）外国人在留支援センター

無料 事前に予約 匿名で相談できます。

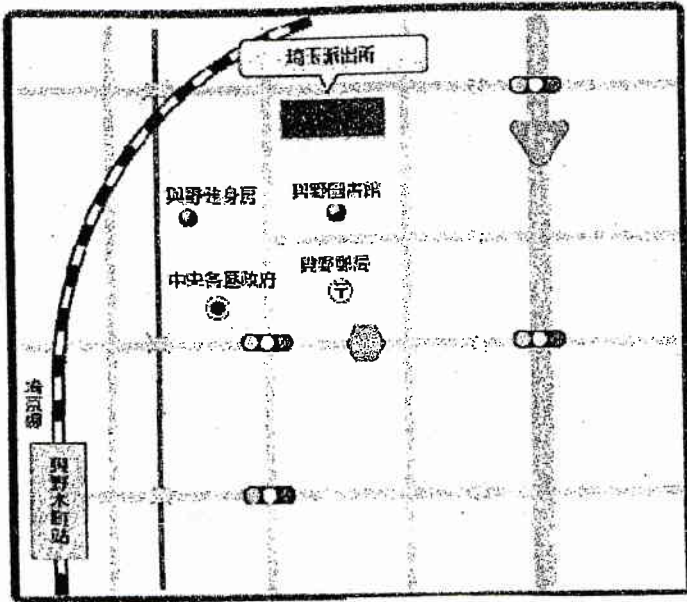
11 言語で対応します。（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、

インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語）

東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F

TEL 03-5363-3025 E-mail: info-fresc@i.moj.go.jp

とうきょうしゅうつにゅうこくざいりょうかんりきょく 埼玉派出所



埼玉縣埼玉市下落合 5-12-1
埼玉第2法務綜合辦事處 1 F

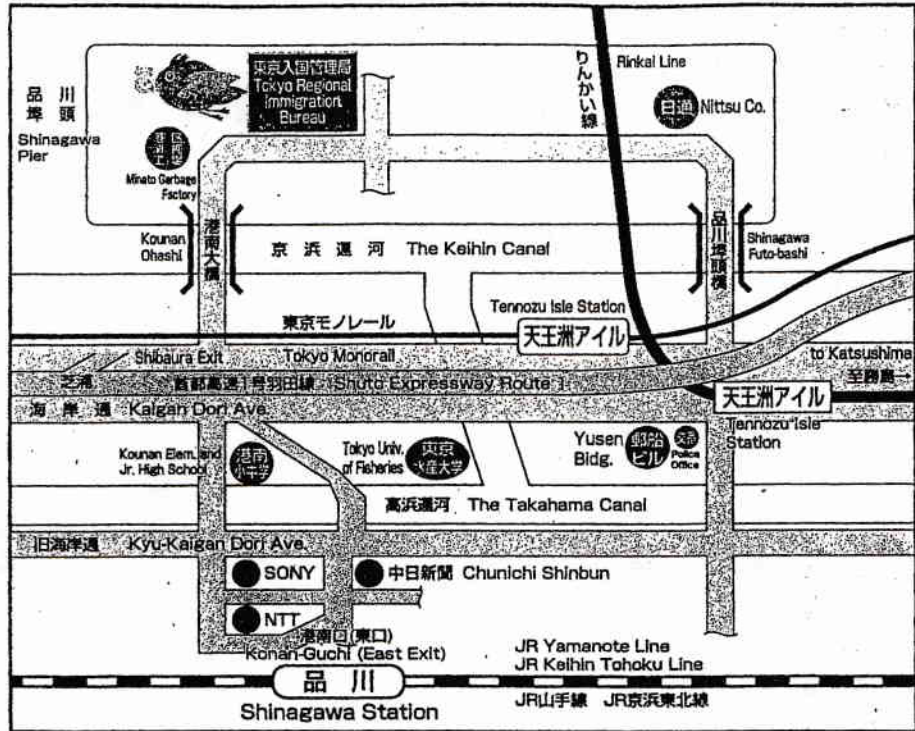
電話：048-851-9671

接待時間：9點～12點 13點～16點
(週六日等休息日除外)

※此外，請注意部分派出所不受理在留資格申請。

業務內容：一般在留審查

東京出入国在留管理局



〈交通のご案内〉

- ① JR品川駅港南口(東口)から都バス「品川埠頭循環」で「東京入国管理局前」下車
- ② 東京モノレール又はりんかい線(埼京線乗入)「天王洲アイル」から徒歩15分

お問い合わせ先：東京入国管理局総務課 ☎03-3286-5241

〈TRANSPORTATION〉

- ① BUS "SHINAGAWA FUTO JUNKAN" FROM JR SHINAGAWA STATION KONAN-GUCHI (EAST EXIT) BUS STOP "TOKYO NYUKOKU-KANRIKYOKU MAE" Y BAJARSE EN LA PARADA "TOKYO NYUKOKU-KANRIKYOKU MAE"
- ② A 15 MINUTOS CAMINANDO DE LA ESTACIÓN "TENNOZU-IRU" DEL MONORAIL DE TOKYO O DE LA LINEA RINKAI (SAIKYO LINE) PARA CUALQUIER INFORMACIÓN COMUNICARSE A OFICINAS DE INMIGRACIÓN DE TOKYO DEPARTAMENTO DE ADMINISTRACIÓN GENERAL ☎03-3286-5241

〈교통기관〉

- ① JR品川駅西口の「高島線」から都バス「品川埠頭循環」乗車し「東京入国管理局前」で下車
- ② 東京モノレール又は埼京線(埼京線乗入)「天王洲アイル」から徒歩15分

문의처： 도쿄입국관리국 총무과 ☎ 03-3286-5241

〈乗下车站〉

- ① 在JR品川车站港南口(東口)乘坐「品川埠頭循環」都営公共汽车到「東京入国管理局前」停车站下车。
- ② 乘坐东京单轨铁道或者东京临海线(与埼京线接续)在「天王洲アイル」车站下车步行15分钟。

询问处：東京入国管理局总务課 ☎03-3286-5241

〈ACCESO〉

- ① DE LA ESTACIÓN SHINAGAWA DE JR, KONAN-GUCHI SALIDA ESTE, TOMAR EL AUTOBÚS "SHINAGAWA FUTO JUNKAN" Y BAJARSE EN LA PARADA "TOKYO NYUKOKU-KANRIKYOKU MAE"
- ② A 15 MINUTOS CAMINANDO DE LA ESTACIÓN "TENNOZU-IRU" DEL MONORAIL DE TOKYO O DE LA LINEA RINKAI (SAIKYO LINE) PARA CUALQUIER INFORMACIÓN COMUNICARSE A OFICINAS DE INMIGRACIÓN DE TOKYO DEPARTAMENTO DE ADMINISTRACIÓN GENERAL ☎03-3286-5241

〈MEIOS DE TRANSPORTE〉

- ① DA ESTACIÓN SHINAGAWA (JR) KONAN GUCHI-SAÍDA LESTE (HIGASHIGUTI) - UTILIZAR O ONIBUS "SHINAGAWA FUTO JUNKAN" E DESER NO PONTO "TOKYO NYUKOKU-KANRIKYOKU MAE"
- ② TOKYO MONORAIL OU TOKYO RINKAI LINE (SAIKYO LINE) - DESER NA ESTACIÓN "TENNOZU-IRU" A PÉ 15 MINUTOS INFORMAÇÕES: IMIGRAÇÃO REGIONAL DE TOKYO - ESCRITÓRIO CENTRAL ☎03-3286-5241